介護給付費算定に係る体制等に関する届出について
【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

この要件は令和 3 年 4 月 1 日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1　提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	①　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③　誓約書（加算用）
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	①　感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式（参考様式）
時間延長サービス体制	①　変更届出書 ②　運営規程（時間延長サービス体制に係る内容を反映したもの）
入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）	※（Ⅰ）⇒（Ⅱ）の場合は共通必要書類のみ ①　変更届出書 ②　運営規程（入浴介助サービスに係る内容を反映したもの） ③　平面図及び写真（入浴設備に関するもの）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①　外部のリハビリテーション事業所等と連携していることがわかる契約書等の写し
個別機能訓練加算	①　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （算定日から 4 週間分を従業者全員分で作成） ②　資格証等の写し（機能訓練指導員未提出分）
ADL維持等加算[申出]の有無 【認知症対応型通所介護】	※共通必要書類のみ（※LIFE への登録が必要）
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
栄養アセスメント・栄養改善体制	①　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （算定日から 4 週間分を従業者全員分で作成） ②　資格証等の写し（管理栄養士未提出分） ③　外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、連携していることがわかる契約書等の写し ※栄養アセスメント加算を算定する場合は LIFE への登録が必要
口腔機能向上加算（Ⅰ）	①　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 （算定日から 4 週間分を従業者全員分で作成） ②　資格者証の写し（言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員未提出分）
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ（※LIFE への登録が必要）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	①　サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 12-3） ②　サービス提供体制強化加算要件確認表（参考様式）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①　介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ②　介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画変更届 （※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ）
LIFE への登録	※共通必要書類の①②のみ（誓約書不要）

2　事業所にて作成及び保管が必要な書類（指定権者からの求めがあった場合に提出）

加算等の種別	必要書類
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	①　利用延人員数計算シート（参考様式） ※算定の届出を行った月から算定終了月（3月以内。延長する場合は、その旨を届出する必要あり。）まで、毎月利用延人員数を算出し、各月の利用延人員数を算定基礎と比較し、5%以上減少していなかった場合は、その旨を速やかに届け出ること。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

３ 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号） 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）